

議案第 1 1 号

朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年朝霞市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の項中「又は」を「、」に改め、「国民健康保険関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を加え、同表の 2 の項中「又は」を「、」に改め、「生活保護関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を加え、同表の 3 の項中「又は」を「、」に、「に関する情報」を「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」に改め、同表の 5 の項中「又は」を「、」に改め、「障害者手帳等関係情報」の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を加え、同表に次のように加える。

6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

朝霞市長 富岡 勝則